

請 求 人 様

西宮市監査委員 杉 山 たかのり
同 田 村 ひろみ
同 村 西 進
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 17 年(2005 年) 8 月 10 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

1．請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 17 年 8 月 15 日これを受理しました。

2．請求の要旨

本件職員措置請求書の記述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 平成 11 年度より馬場順三前市長、山田市長が、改良住宅連合自治会と駐車場管理委託契約を行っている行為は、刑法第 247 条背任及び同法第 193 条公務員職権濫用に相当する。
- (2) 11 年度(2,690,415 円)、12 年度(2,690,415 円)、合計 5,380,830 円は馬場順三前市長が市に返還すること。
13 年度(2,690,415 円)、14 年度(2,897,370 円)、15 年度(2,788,000 円)、16 年度(2,788,000 円)、17 年度(2,755,000 円)、合計 13,918,785 円は山田知市長が市に返還すること。
- (3) 私共と都市局、公社が市議会議員を交え、約束し、話し合った契約条件や法律を守ること。
- (4) 西宮市市民の声処理規則で山田知市長、小出二郎助役、藤田忠穂助役に質問書を提出したが回答なし。規則を遵守していない。
- (5) 私と連合自治会役員 6 名と公社の専務、部長を交え、話し合いをしたときの議事録の提出なし。新情報公開条例を遵守していない。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として下記の書類を提出しました。

- ・改良住宅自動車保管場所管理委託契約書(17 年 4 月 1 日付・財団法人西宮市都市整備公社と改良住宅駐車場管理運営委員会との契約書)
- ・申入れ書(9 年 12 月 20 日付・改良住宅連合会会長)
- ・申入書に対する回答(9 年 12 月 25 日付・西宮市長馬場順三)
- ・確認書(13 年 11 月 14 日付・改良住宅連合自治会会長)
- ・確認書に対する回答(13 年 11 月 26 日付・西宮市長山田知)

- ・住民の声(26号棟自治会会長)
- ・改良住宅等補修工事明細・改良住宅使用料納付状況(9年～15年度)等
- ・改良住宅自動車保管場所管理委託決算額調べ(11年度～17年度)
- ・駐車場管理運営委員会の組織拡大について(15年8月6日付・西宮市都市整備公社事務局長森本豊)
- ・西宮市都市整備公社に対する質問(口頭)
- ・回答(16年1月23日付・財団法人西宮市都市整備公社事務局長森本豊)
- ・改良住宅に関連する質問について(回答)(16年1月23日付・西宮市都市局長中島武彦)
- ・意見書(16年7月26日付・西宮を守り発展させる会(代表)、芦原を守り発展させる会(世話人))
- ・質問書(16年7月30日付・西宮を守り発展させる会(代表)、芦原を守り発展させる会(世話人))
- ・西宮市都市整備公社理事長西野民彦宛文書(16年6月29日付・芦原を守り発展させる会世話人)
- ・改良住宅駐車場管理運営について(回答)(16年7月16日付・西宮市都市整備公社理事長西野民彦)
- ・質問書(17年2月4日付・まちづくり協議会・芦原世話人)
- ・質問書について(回答)(17年3月7日付・西宮市都市整備公社理事長西野民彦)
- ・録音テープ 他

3. 請求人

A

4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

請求人は、平成11年度及び12年度に馬場前市長が改良住宅連合自治会(以下「連合自治会」という。)と行った駐車場管理委託契約、13年度以降に山田市長が連合自治会と行った駐車場管理委託契約は、刑法第247条及び同法第193条に相当し違法であるので、当該契約によって支出された委託料11年度分2,690,415円、12年度分2,690,415円、合計5,380,830円は馬場順三前西宮市長が市に返還し、13年度分2,690,415円、14年度分2,897,370円、15年度分2,788,000円、16年度分2,788,000円、17年度分2,755,000円、合計13,918,785円は、山田知市長が市に返還することを求めています。

しかし、職員措置請求の対象となりうるのは法第242条第2項の規定により、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過するまでの行為であり、それ以前の行為について措置請求する場合には、正当な理由があることを必要としています。請求人提出の書面等及び陳述において、正当な理由は述べられておらず、規定により本請求のあった日の前1年間における駐車場管理委託契約に係る委託料の支出が同条第1項にいう「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかが監査の対象事項と判断しました。

なお、請求人は駐車場管理委託契約は西宮市長と連合自治会との間で行われていると記載していますが、西宮市が財団法人西宮市都市整備公社(以下「都市整備公社」という。)と「西宮市改良住宅等管理業務委託契約(以下「改良住宅管理業務委託」という。)」を締結し、都市整備公社が市より再委託の承諾を得たうえで改良住宅駐車場管理運営委員会(以下「運営委員会」という。)と契約したものです。

5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述並びに市当局から

提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

6. 監査の期間

平成 17 年 8 月 17 日から同年 10 月 7 日まで。

7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 17 年 8 月 26 日午前 10 時より、請求人が出席し陳述しました。

同日、新たに下記文書の提出がありました。

- ・ 連合自治会の要望書(S63.6.7 付け)に対する回答(昭和 63 年 7 月 14 日付・西宮市長八木米次)
- ・ 会則・改良住宅駐車場管理運営委員会
- ・ 申入書(9 年 6 月 15 日付・改良住宅連合自治会会長)
- ・ 西宮市市民の声処理規則
- ・ 改良住宅明渡し請求西宮市の手続きの経緯
- ・ 地域団体名簿(昭和 61 年 10 月西宮市発行)
- ・ 新聞記事(「復興店舗募集で優遇・小出助役らを処分」など)
- ・ 決定(住宅・異議申立てに対する決定、15 年 11 月 14 日付・西宮市長山田知)
- ・ 異議申立書(15 年 9 月 26 日付・異議申立人)
- ・ 決定(店舗・異議申立てに対する決定、15 年 11 月 14 日付・西宮市長山田知)
- ・ 確認書(16 年 8 月 25 日付・西宮を守り発展させる会代表)
- ・ 14 年 8 月 5 日付け 5 点の質問について(回答)(14 年 8 月 9 日付・西宮市都市局長中島武彦)
- ・ 14 年 8 月 2 日付け回答の訂正とお詫びについて(14 年 8 月 23 日付・西宮市都市局長中島武彦)
- ・ お詫び(14 年 8 月 26 日付・西宮市都市整備公社理事長山田知)
- ・ 西宮市議会建設常任委員会記録(14 年 9 月 24 日)
- ・ 西宮市議会建設常任委員会記録(15 年 7 月 4 日)
- ・ 議案第 11 号 訴え提起の件資料(15 年 6 月市議会)
- ・ 市営住宅名義継承承認書(12 年 2 月 1 日付・西宮市長馬場順三)
- ・ 17 年 5 月 9 日照会の回答(17 年 5 月 16 日付・住宅管理グループ長)
- ・ その他参考資料

8. 関係職員の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 17 年 8 月 26 日午後 1 時から、都市局の中島都市局長、河村住宅部長、池奥都市総務課長、陶木住宅管理グループ長、都市整備公社の西野理事長、岡本専務理事、竹内総務部長、森田住宅管理部長、井上住宅管理課長、加岳井駐車場事業課長、生木駐車場事業課長補佐の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

9. 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1) 改良住宅駐車場

改良住宅駐車場は 17 箇所、そのうち都市整備公社が運営委員会と管理委託契約を行っている駐車場名・供用開始年月日・区画数は次のとおりです。他の 6 箇所については都市整備公社が直接管理を行っています。

(単位：台)

番号	駐車場名	供用開始年月日	車種	区画数
1	芦原第一	7.11. 1	普通	12
2	芦原第二	13. 3. 1	普通 2種	3 2
3	森下第一	7.11. 1	普通 軽	58 6
4	森下第二	9. 7. 1	普通	13
5	森下第三	7.11. 1	普通 2種	28 2
6	森下第四	10. 6. 1	普通 2種	65 9
7	神明第一	8. 7.19	普通	86
8	中殿第一	5. 2. 1	普通 軽	43 2
9	中殿第二	8. 6.16	普通	44
10	中須佐	3.12.10	普通 軽	94 6
11	津田第一	7.11. 1	普通 軽	16 1
計				490

注 17年4月1日現在

(2) 都市整備公社が運営委員会と契約するに至った経過

平成 11 年度から西宮市が運営委員会と駐車場管理委託契約を行っていましたが、14 年度より改良住宅等管理業務委託契約により、改良住宅の管理業務全般にわたり都市整備公社と契約を行い、このうち駐車場管理については再委託にかかる市の同意を得て、都市整備公社が運営委員会と駐車場管理委託契約を締結しているものです。

都市整備公社は、西宮市との改良住宅管理委託契約第 3 条に基づき、「改良住宅自動車保管場所等管理委託要綱（以下「管理委託要綱」という。）」（15 年 4 月 1 日施行）第 1 条に記載のある、「入居者より組織された改良住宅駐車場管理運営委員会に委託すること。」という規定により、運営委員会を委託先として選定したものです。

(3) 契約金額及び委託料の積算

各年度の運営委員会との契約金額は、次のとおりです。

(単位：円)

年度	契約金額	契約の形態
11 年度	2,690,415	市と運営委員会
12 年度	2,690,415	市と運営委員会
13 年度	2,690,415	市と運営委員会
14 年度	2,897,380	都市整備公社と運営委員会
15 年度	2,788,000	都市整備公社と運営委員会
16 年度	2,788,000	都市整備公社と運営委員会
17 年度	2,755,000	都市整備公社と運営委員会

委託料の積算は、年間巡回人件費相当分・年間駐車場清掃人件費相当分として、西宮市の臨時職員賃金単価を基礎に、巡回 1 回当たり所要時間数、清掃 1 回当たり所要時間数等から算出しています。

(4) 事業完了報告及び検収確認

具体的な業務内容については、駐車場管理委託契約書の業務委託仕様書に、駐車場の使用にともなう業務、駐車場の管理保全業務を定め、管理委託要綱第 4 条で規定する成果報告として、業務委託仕様書に記載された「成果報告書」「迷惑駐車状況」「清掃作業報告」を翌月 10 日までに提出させ、提出された報告書等によって業務の完了確認を行っています。また、管理委託要綱第 8

条により毎年4月末までに前年度の収支計算書の提出を義務付けています。

10. 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

駐車場管理委託契約により運営委員会に支払った委託料については、違法又は不当な支出に該当する事実は認められません。

従って、本件職員措置請求に係る請求人の主張は理由がないものとして棄却します。

以下、その理由を述べます。

(1) 11年度からの運営委員会へ支払った管理委託料の返還請求について

法第242条第2項で、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と規定しています。本件については特段正当な理由となる事由も見当たらず、また請求人からその主張もないことから、請求のあつた日前1年間に於ける委託料の支出について判断します。

運営委員会は、改良住宅の一部及び青木町住宅で構成する連合自治会によって設置されたもので、都市整備公社は管理委託要綱に基づき当運営委員会に改良住宅駐車場11箇所の管理を委託しています。

市営住宅等の駐車場の設置・管理は、市が設置した駐車場あるいは都市整備公社が市から行政財産の目的外使用許可を受けて設置した駐車場など設置形態の相違はあるものの、各団地ごとに駐車場が設置されており、その大部分について各団地の入居者で構成する自治会の内部に設置された駐車場の管理運営委員会に、当該駐車場の管理を委託しています。

改良住宅については、団地ごとに駐車場が設置されていないため、都市整備公社が、連合自治会に設置された運営委員会に11箇所を一括して管理委託しているものです。

請求人は、連合自治会は改良住宅の一部で構成されたものであり、全改良住宅入居者の意思が反映されたものではないと主張していますが、現在、他に全体を統括した組織がないことから、このことをもって運営委員会と契約を行うことを違法と判断する根拠にはなりません。

また、法第234条第2項では、「随意契約は政令で定める場合に該当するとき」を規定し、同法施行令第167条の2第1項第2号で、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は随意契約によることができると規定されていることから、本件駐車場の管理委託を単独随意契約で行っていることに関して、特段法に違反している事実は見受けられません。

(2) 市長が連合自治会と駐車場管理委託を行っている行為は刑法に違反するかについて

請求人は、市長が連合自治会と駐車場管理委託契約を行っている行為は、刑法第247条に規定する背任及び同法第193条に規定する公務員職権濫用にあたりと主張していますが、法で規定されている住民監査制度の趣旨から、監査委員は、現に行われた財務会計行為である委託契約の正否についてのみ判断するものであり、刑法に違反するかどうかの判断をする立場にはありません。

(3) 委託料の支払い手続きについて

「4 監査の対象事項」で述べたように、西宮市と都市整備公社との間で改良住宅管理委託契約が締結され、駐車場の管理委託に関して市の再委託の同意を得た上で、都市整備公社が運営委員会と「改良住宅自動車保管場所管理委託契約」を締結しています。

市から都市整備公社への委託料の支払い及び本件監査請求に係る都市整備公社から運営委員会

に支払われた委託料については、「西宮市会計規則」及び「都市整備公社会計規程」により、その支出手続きは適正に行われています。

以上のとおり、駐車場の管理委託契約及び管理委託料の支出について、特段、違法または不当な点はなく、本件請求は認められないものと判断します。

なお、西宮市長に対して、次の監査意見を付します。

(意見)

市営住宅等の駐車場については、市が設置したもの、あるいは都市整備公社が市から行政財産の目的外使用許可を受けて設置したものなど設置の形態が異なるものがあります。また、駐車場の管理のために支払われる委託料の算出に関しても、駐車台数で積算するもの、あるいは巡回・清掃等に要する費用として市の臨時職員賃金単価を基に積算するものなど異なった方式で行われています。このことから、全市的な統一性という視点から見直すことも必要と思われます。

また、委託契約書、仕様書、管理委託に関する要綱等に基づき、委託業務が適正に行われているか定期的に実地点検・確認を励行し、必要に応じた的確な助言・指導が求められます。